

現状・改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修を行う場合には現行規定が適用されてしまつたため、省エネ改修自体を断念せざるを得ない。

改正概要

【施行日：令和6年4月1日】

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

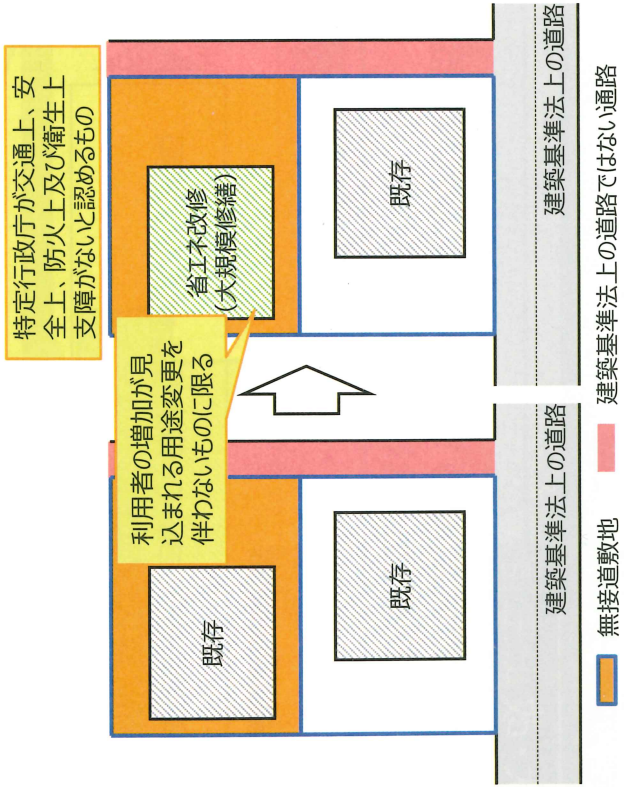
（現行）増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

（改正後）

政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

＜政令で定める範囲のイメージ＞

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合

特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

建築が制限される部分

